

# 第二次 大田原市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

(平成 26 年度～平成 30 年度)

概要版

**お** たがいを **お** もいやり  
**た** のしく **わら** っくらせるまち  
大田原



大田原市

社会福祉法人 大田原市社会福祉協議会

大田原市地域福祉計画・大田原市地域福祉活動計画の詳細は、大田原市及び大田原市社会福祉協議会のホームページで閲覧できます。

▶大田原市ホームページアドレス

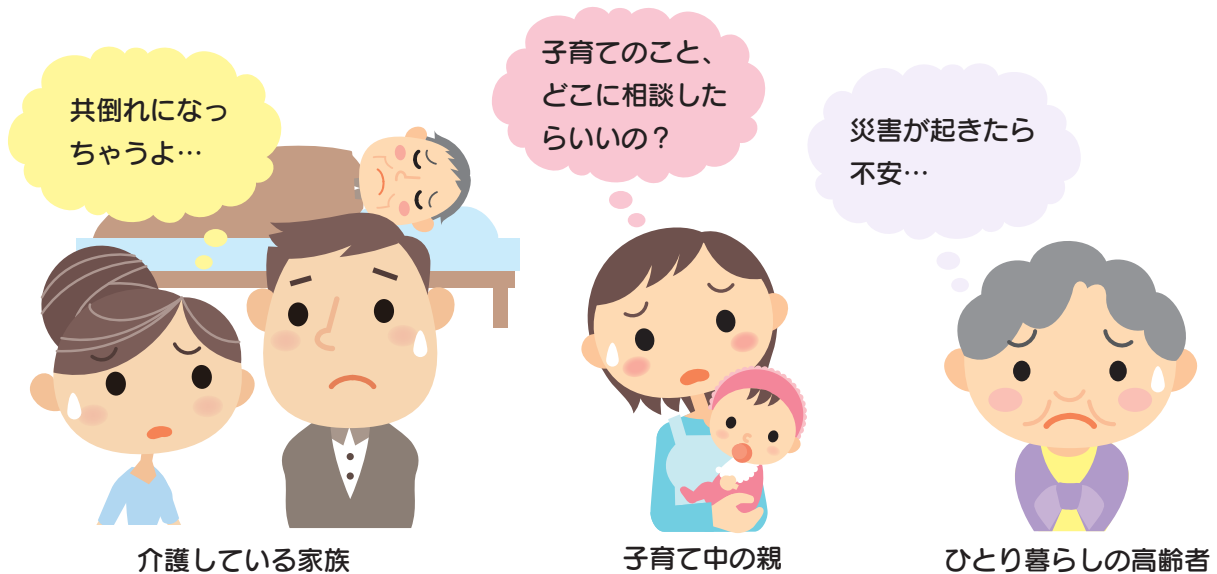
<http://www.city.ohawara.tochigi.jp/>

▶大田原市社会福祉協議会ホームページアドレス

<http://www.ohawara-shakyo.or.jp/>

## 地域福祉って何だろう？

現代社会では核家族化や少子高齢化により、地域のつながりや近所づきあいが減っていますが、地域には、高齢者や障がい者、子育て中の人など周りからの助けを必要とする人たちが数多く暮らしています。



色々な問題を解決するには…  
市民一人ひとりが力を合わせることが大切です。



地域にある様々な生活課題について、地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政などがそれぞれの役割を活かし、連携しながら解決していくことが大切です。

地域で暮らすすべての人が安心して生活するために、地域のつながりや支え合いを大切にしながら、みんなが助け合っていくこと、それが「**地域福祉**」なのです。

# 地域福祉計画、地域福祉活動計画とは？

## ●地域福祉計画とは

市が策定する行政の計画で、地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画です。

## ●地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が中心になり策定する民間の計画で、地域福祉を実行するための、住民の活動や行動のあり方を策定する計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画が、「住民参加による地域福祉の推進」という同じ目的に連携して取り組むためには、互いに補完・補強しあう関係が望まれることから、第一次計画では別々に策定していた 2 つの計画を 1 冊の計画書としてまとめて策定しました。

### ..... 地域との連携イメージ .....



# 計画の基本理念、基本目標

基本理念に基づき、6つの基本目標と20の施策で地域福祉を推進します。

## 基本理念

**お**たがいを **お**もいやり **た**のしく **わら**ってらせるまち **大田原**

### 基本目標 1 互いに違いを認め合い支え合えるまち

高齢者や障がい者等が安心して暮らすには、市民の理解や支援が不可欠なため、お互いを認め、支え合える地域をつくっていきます。

- 1-1 ご近所同士声をかけあい、つながりをつくりましょう
- 1-2 高齢者や障がい者等を理解し、地域で支え合い励まし合いましょう

### 基本目標 2 必要な人に必要な情報や支援がつながるまち

地域福祉活動を進めていくための、関係者間での必要な情報の共有、わかりやすい情報発信に心がけます。また、孤立やひきこもりなどサービス利用に結びつきにくいことを発見する体制の構築を進めます。

- 2-1 必要な情報を関係者が共有しましょう
- 2-2 誰もがわかりやすい行政サービスにしましょう
- 2-3 気軽に相談できる体制をつくりましょう

### 基本目標 3 みんなの寄りどころのあるまち

地域での助け合い・支え合いの仕組みをつくるために、多くの人が気軽に集まり、交流することができる機会や場の提供に努めます。また既存の施設等を有効に活用した地域づくり、まちづくりを進めます。

- 3-1 だれでも、いつでも集まれる場所をつくりましょう
- 3-2 空き家や空き地を地域で活用しましょう

## 基本目標 4

### 子どもたちが夢ある未来へ向かうまち

安心して子育てをするには、子育てに関する情報提供や活動の支援等が必要であるため、地域ぐるみで次代を担う子どもを育てる意識を高め、おもいやりや地域のつながりを大切にする教育を行います。

- 4-1 子どもたちが明るく安心して遊べるまちにしましょう
- 4-2 子どもが自立した大人になるように支援しましょう
- 4-3 地域みんなで、安心して子どもを育てられるようにしましょう

## 基本目標 5

### いきいき・わくわく活動できるまち

地域が活発になるためには、地域の様々な人が積極的に関わり、住民が参加しやすい行事を行うことが求められているため、NPO・ボランティア活動を活発にするための住民への情報提供や相談体制の充実を図ります。

- 5-1 世代を超えて地域の行事にみんなで参加できるようにしましょう
- 5-2 定年退職した人など、熟年パワーを地域の活力にしましょう
- 5-3 障がいのある人が地域に参加できるようにしましょう
- 5-4 福祉教育を充実し、共に生きる意識を高めましょう
- 5-5 NPO・ボランティア活動をより活発にしましょう

## 基本目標 6

### あんぜん・あんしんなまち

現在、一人暮らし高齢者世帯等が増加しているため、よりきめ細やかな見守り活動を推進します。また、地域の生活課題で個人では対応できない問題に対して、総合的に対応する新しい形のネットワークづくりを推進します。

- 6-1 災害が起きても不安がないようにしましょう
- 6-2 バリアフリーのまちにしましょう
- 6-3 みんなで地域づくりをしましょう
- 6-4 みんなが健康で暮らせるようにしましょう
- 6-5 権利擁護を推進しましょう

# 主な取り組み

## 【基本目標1】互いに違いを認め合い支え合えるまち

市民

- 一人ひとりが進んであいさつをしましょう
- 自治会に加入し、地域行事に積極的に参加しましょう
- 高齢者や障がい者等と触れ合う機会をつくりましょう

施設・団体

- 「あいさつ運動」「ありがとう運動」を広めましょう
- 自治会への加入を呼びかけましょう
- 高齢者、障がい者等の雇用を増やしましょう

社協

- 地区社協等の地域の福祉活動を支援します
- 安心生活創造事業(安心生活見守り事業)を推進します
- 啓発イベントを開催し、障がい者等の理解に努めます

市

- 地域福祉ネットワークの整備を図ります
- 地域コミュニティ活動の活性化を図ります
- 障がい者等の社会参加、在宅サービスの充実を図ります

## 【基本目標2】必要な人に必要な情報や支援がつながるまち

市民

- 声かけ等により顔見知りの関係をつくりましょう
- 回覧や広報等に目を通し、情報を得るようにしましょう
- 困った人がいたら速やかに関係機関に相談しましょう

施設・団体

- 地域で活躍している人や活動を知らせましょう
- 行政からの情報を地域に伝えましょう
- 相談窓口の情報を把握し、施設・団体内で共有しましょう

社協

- 見守り対象者等の情報を関係機関と共有し、支援します
- わかりやすい情報の提供に努めます
- 気軽な相談体制の充実に努めます

市

- 個人情報保護と市民が必要な情報の公開を推進します
- 広報等を市民がわかりやすい情報提供に努めます
- 各種相談事業の周知・充実に努めます

## 【基本目標3】みんなの寄りどころのあるまち

市民

- お互いにお茶のみに行けるような家をつくりましょう
- 誘い合ってほほえみセンターを利用しましょう
- 空き家を活用したい方へ提供しましょう

施設・団体

- 自治公民館を活用しましょう
- 施設で活用できる場所があればできるだけ提供しましょう
- 既存の施設を活用する事業を考えましょう

社協

- 利用者が主体的に関われる居場所づくりを支援します
- ボランティア活動への支援を行います
- 地域支え合いマップ作製により空き家等を把握します

市

- 市民活動の拠点を整備します
- 地域交流の場について、情報提供に努めます
- 空いた公共施設について、有効活用を図ります

## 【基本目標4】子どもたちが夢ある未来に向かうまち

### 市民

- 地域の子どもたちに関心を持ち、あいさつをしましょう
- 様々な体験ができる機会をつくりましょう
- 子育てを温かく見守り、支援しましょう

### 施設・団体

- 子供が主体的に関われる行事を計画しましょう
- P T Aや地区内の各団体が協力し、子育てを支援しましょう
- 郷土芸能や伝統行事を子どもたちに伝えていきましょう

### 社協

- 子どもに関わるボランティア活動を支援します
- ふくし共育を通して地域で共に生きる力を育成します
- 地区社協の世代間交流事業等の情報を周知します

### 市

- 子どもが安心して遊べる場所を整備します
- 文化・芸術に触れ合う機会を充実します
- 子育て支援、保育サービスの提供を推進します

## 【基本目標5】いきいき・わくわく活動できるまち

### 市民

- 地域の行事に参加しましょう
- 自分の得意なことを生かし地域の活動に参加しましょう
- N P O・ボランティア活動に関心を持ちましょう

### 施設・団体

- 地域のボランティアを積極的に受け入れましょう
- 地域のみんなが参加しやすい活動を企画しましょう
- ボランティア・N P O団体と積極的に交流を図りましょう

### 社協

- ボランティア登録を推進し、活動をコーディネートします
- 障がい者等の社会参加を進めます
- 地域福祉活動を通してボランティア活動を支援します

### 市

- 自治会への加入を促進します
- ボランティア・N P O団体の活動を支援します
- 障がい者等の社会参加を促進します

## 【基本目標6】あんぜん・あんしんなまち

### 市民

- 防災に関する知識の習得に努めましょう
- 積極的に地域の防災活動、防犯活動に参加しましょう
- 健康に関心を持ち、講演会等に参加しましょう

### 施設・団体

- 防災訓練を実施するなど防災体制の充実を図りましょう
- 活動時に地域の防犯や交通安全を意識しましょう
- 健康講座や救命講習会を開催しましょう

### 社協

- 日頃から災害にも強い地域づくりを推進します
- 救急医療情報キットの申請・配布を支援します
- 福祉サービス利用支援事業を推進します

### 市

- 防災意識の高揚に努め、災害に強いまちづくりを進めます
- 危険箇所を把握し、安全対策を推進します
- 虐待防止及び早期発見・早期対応に努めます。



# 計画を進めるにあたって

地域福祉の主役はすべての市民です。市民、行政及び社会福祉協議会、そして地域で活動する自治会や民生委員児童委員、ボランティア団体、地区社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、事業者などの様々な団体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

## 1 期待される市民の役割

市民一人ひとりが、地域や福祉に対する関心を持ち、お互いに地域で支え合う関係・活動・仕組みをつくり、目標に向かって取り組むことが求められています。地域福祉の担い手としてボランティア等の社会活動に積極的・主体的に参加することが望まれます。



## 2 期待される地域の役割

地域で活動をする福祉関係団体やNPOは、市民に最も身近な団体であり、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。今後、積極的な情報発信を行うとともに、団体間における交流と、社会福祉協議会や行政との一層の連携強化が望まれます。



## 3 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中枢を担う組織として、市民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。今後、地域活動を実践するボランティアの育成等、新たに活動に参加する市民の発掘が重要な役割です。



## 4 行政の役割

行政には、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。今後、関係機関・団体と相互に連携を図り、庁内関係各課との連携を強化します。さらに、地域福祉活動へ市民が参加できる機会の提供、関係団体のネットワーク化による総合相談体制の強化や情報提供の充実を図ります。

## 第二次 大田原市地域福祉計画・大田原市地域福祉活動計画（概要版）

平成 26 年 3 月発行

《発行》

【大田原市 保健福祉部 福祉課】  
〒324-8641 大田原市本町 1 丁目 3 番 1 号  
電話 :0287-23-8707 FAX:0287-23-7632

【社会福祉法人 大田原市社会福祉協議会】  
〒324-0043 大田原市浅香 3 丁目 3578 番地 17  
電話 :0287-23-1130 FAX:0287-23-1138